

障発 0430 第 3 号
令和 6 年 4 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「電動車椅子に係る補装具費の支給について」の廃止について

今般、「補装具費支給事務取扱指針」の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け障発 0323 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で定める補装具費支給事務取扱指針の一部が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から適用されたことに伴い、「電動車椅子に係る補装具費の支給について」（平成 30 年 3 月 23 日付け障発 0323 第 32 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を廃止することとしたので、御了知の上、貴管内市区町村、関係団体、関係機関等へ周知願いたい。